

漁場計画（案）

（令和8年10月1日免許）

佐賀県有明海区

区 画 漁 業 権

3 区画漁業

- (1) 公 示 番 号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表のとおり
 - ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 - エ 漁場の位置 別表のとおり
 - オ 漁場の区域 別表のとおり
 - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (3) 制限又は条件 別表のとおり
- (4) 免許予定日 令和8年10月1日
- (5) 申請期間 令和8年7月1日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

存続期間 令和8年10月1日から令和10年8月31日まで

別表第1

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1174号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分21秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分12秒 東経 130度13分02秒 点キ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分10秒 点ク 北緯 33度09分17秒 東経 130度13分10秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	区画の変更
有区第1191号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分40秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大
有区第1192号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分40秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(ア) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (イ) 養殖小間の大きさは、横3.6メートル以上、縦5.4メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ1.8メートルの網ひび1.0柵以下でなければならない。 (ウ) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大